

遺体安置施設・貸会場・24時間コールセンター

りすセンター・新木場

 0120-373-959



- ・遺体搬送 ・遺体安置
- ・葬儀等のアドバイス
(葬儀の企画や葬儀業者選び等)
- ・貸会場 (ホール)
- ・夜伽部屋 (和室)
- ・24 時間 365 日コールセンター



Ai (死亡時画像診断) 施設

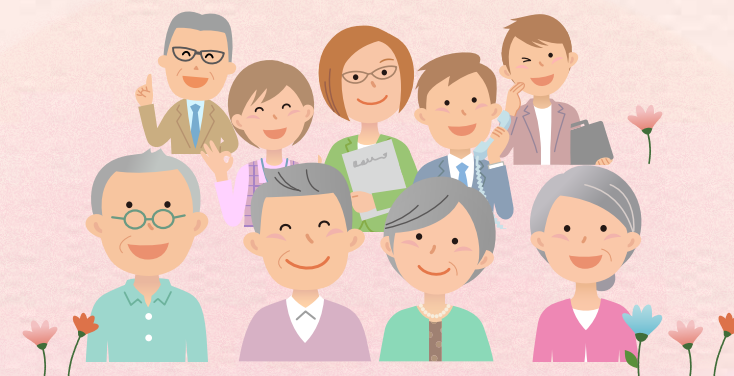
Aiセンター・新木場

 0120-980-235



あなたを支える「契約家族[®]」

生前契約



任意後見・生前契約受託機関

NPOりすシステム

E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org

URL <https://www.seizenkeiyaku.org/>

りすシステム

検索

お問い合わせなどはこちらへ

 0120-889-443

りすシステムパートナー

任意後見・生前契約受託機関 **NPOりすシステム**

りすシステムパートナー

「身近にあるお困りごと」を リすシステムがサポートします！

ケース 1
●Aさん夫妻 夫78歳 妻76歳

「高齢者住宅」に入居することにしたが「身元引受保証人」が必要と言われた。子どもはおらず、甥や姪に迷惑をかけたくない。

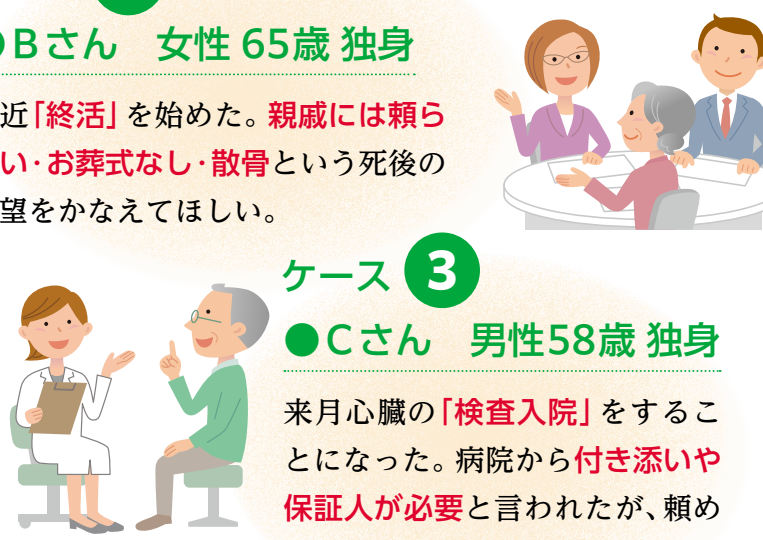


ケース 2
●Bさん 女性 65歳 独身

最近「終活」を始めた。親戚には頼らない・お葬式なし・散骨という死後の希望をかなえてほしい。

ケース 3
●Cさん 男性 58歳 独身

来月心臓の「検査入院」をすることになった。病院から付き添いや保証人が必要と言われたが、頼める人がいない。

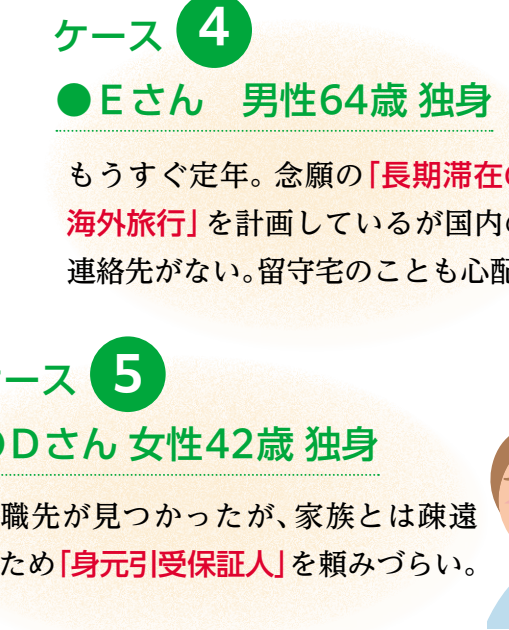


ケース 4
●Eさん 男性 64歳 独身

もうすぐ定年。念願の「長期滞在の海外旅行」を計画しているが国内の連絡先がない。留守宅のことも心配。

ケース 5
●Dさん 女性 42歳 独身

就職先が見つかったが、家族とは疎遠なため「身元引受保証人」を頼みづらい。



ケース 6
●Fさん夫妻 夫85歳 妻82歳

妻は要介護3でいわゆる「老老介護」。子どもは海外にいますので、何かあったときかけつけてくれる人が必要。



引き受けます！「家族の役割」



- 死後**

 - ★ 病院等へご遺体のお迎え、安置、葬儀の手配と実施
 - ★ 納骨・散骨の手続き、立ち会い
 - ★ 住居・家財の片づけ、退去手続き、立ち会い
 - ★ 年金・保険、ライフライン等の停止・解約手続き
 - ★ 関係者への死亡の連絡 他
- 生前・後見**

 - ★ 急な病気・けがの時の通院の付き添い
 - ★ 病状の説明を聞く、手術の立ち会い
 - ★ 外出・旅行付き添い
 - ★ 身元引受保証人や緊急連絡先の受託
 - ★ 老人ホーム等への住み替えの相談、施設見学の付き添い
 - ★ 引越しや家の片づけ、不動産の売却等の相談・支援
 - ★ 墓じまいの相談・支援
 - ★ 認知症等で判断力が低下した際の任意後見人受託 他



業務はリすシステム監理のもと
りすセンター（パートナーが在籍）
および協力団体に依頼します



目次

身近にあるお困りごとをリすシステムがサポートします	2-3
りすシステム5つの安心 ー生前契約のパイオニアー	4-5
生前契約のしくみ	5
契約家族®になるために	6-7
死後事務の内容例	8-9
生前事務の内容例	10-11
「私のおぼえがき®」（各種意思表示書）決めていくこと・確認すること	12-13
サポート利用までの手順	14
契約完了までに必要な費用・預託金/年会費/契約後、依頼する事務に応じて必要となる費用	15
その他のサービス	16-17
あなた（利用者）を支える契約家族®（りすシステム）	18
NPOりすシステム 組織の概要 リすシステム関連団体 もやいの会	19
注意事項	20-21
全国に広がるりすシステムのネットワーク	22-23

りすシステム 5つの安心

ー生前契約のパイオニアー

1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「**公正証書**」を主とした契約です。公正証書とは公証人（法務大臣が任命した特別な公務員）が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざというとき、りすシステムに依頼されたことを確実に実行します。

2 決済機構

NPO日本生前契約等決済機構（略称：**決済機構**）は、生前契約のしくみに賛同した裁判官や検察官経験者、弁護士、公認会計士などの国家資格者を中心として構成され、りすシステムが契約通りのサービスをしていることをチェックします。また、利用者からお預かりする預託金（以下参照）を管理し、りすシステムの行った生前や死後の仕事の内容を確認した上で、その費用を預託金から支払います。

3 預託金

預託金とは、いざというときに備えて、あらかじめ準備しておくお金です。例えば、急な入院で自分で入院費等が支払えない場合、りすシステムがいったん立て替え払いし、後日預託金から精算させていただきます。（預託金はいつでも補充できます）万一お亡くなりになった場合にも、預託金から必要な費用を支払っていきます。預託金の管理は決済機構が行います。

4 24時間365日つながります

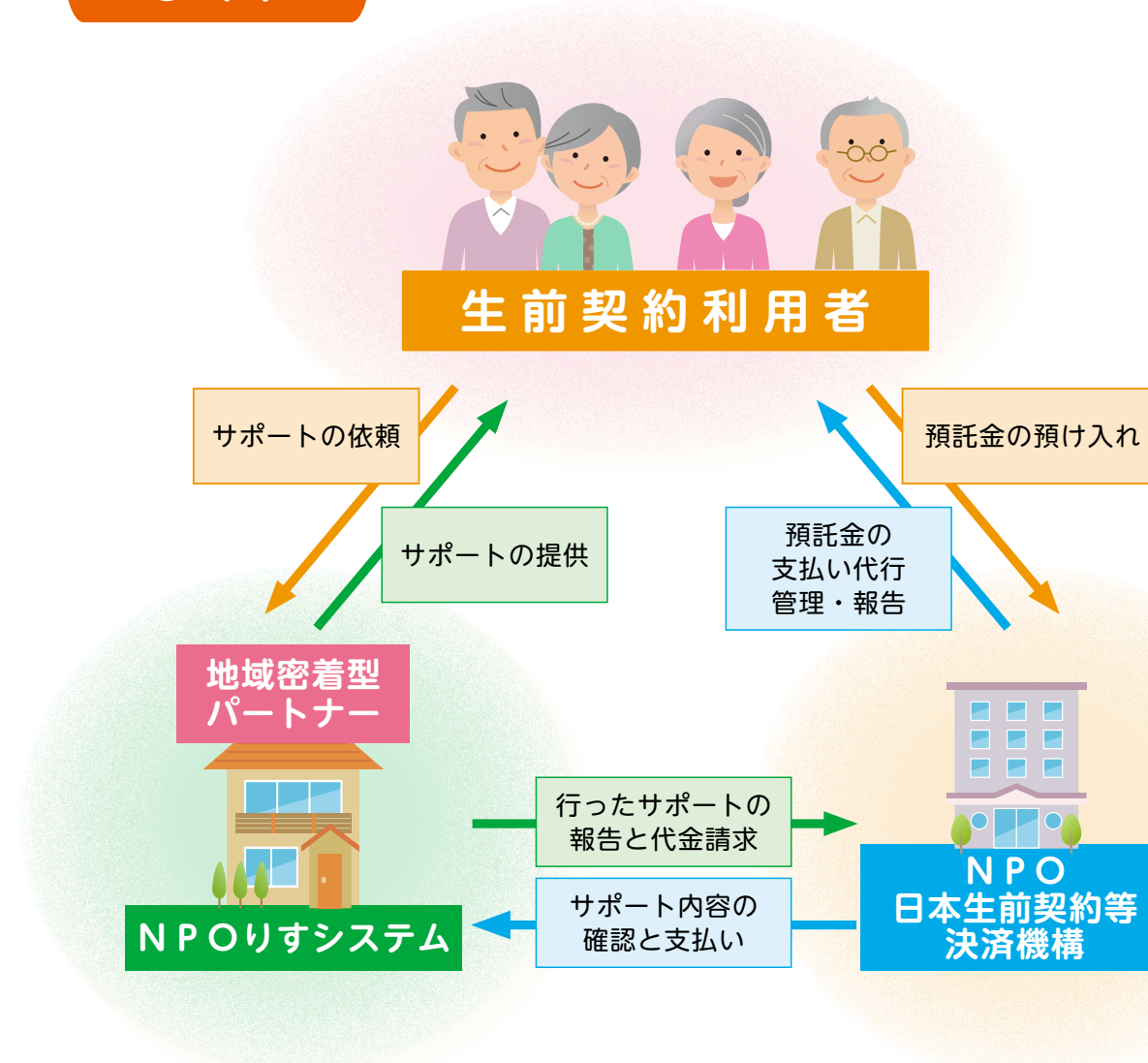
いざというときは、いつやってくるかわかりません。緊急コールセンターは**24時間365日**つながります。

5 地域密着型パートナー制度

利用者の皆さんから依頼された、さまざまなサポートを、**業務委託先である『りすセンター（パートナー）』**が実施します。各種契約書は、りすシステムから業務委託先に再委任することができる内容となっており、個人情報保護方針にも必要な範囲で個人情報の第三者提供などについて定めています。りすセンターが実施した仕事については、りすシステムがすべての責任を負います。また、利用者の皆さんからのご要望やクレームも、りすシステムが責任をもって対応いたします。

りすシステムのりす（Liss）は **Living・support・service（生活支援サービス）**の略称です。核家族化や少子高齢化が進み「家族の役割」を担うことを、もやいの会（19ページ参照）会員から求められ、1993年10月、日本で初めて生前契約を受託する法人として発足。以来「**契約家族®**」契約の先駆けとして、多くの方々をサポートしてきました。

生前契約のしくみ



※『りすセンター（パートナー）』には、NPOりすシステムが研修などの十分な訓練をして資格認定した上で、業務に携わる資格を登録した『契約家族コーディネーター』が在籍

契約家族[®]になるために

自立した生活を送っているときから、判断力が低下したとき、そして死後に至るまで、りすシステムがしっかりと支援を続けられるよう、各種の「契約」を結びます。「契約」があることで、りすシステムが「家族」の役割を担うことが可能になります。

※死後の契約がなければ「生前事務委任」「任意後見」契約は結べません。また「生前事務委任」と「任意後見」の契約はセットです。それぞれを単独で契約できません。
※保証業務などのサポートが必要な場合、1～5の全ての契約が必要です。死後事務のみの契約も可能ですが、お亡くなりになったことをりすシステムに知らせていただく必要があります。

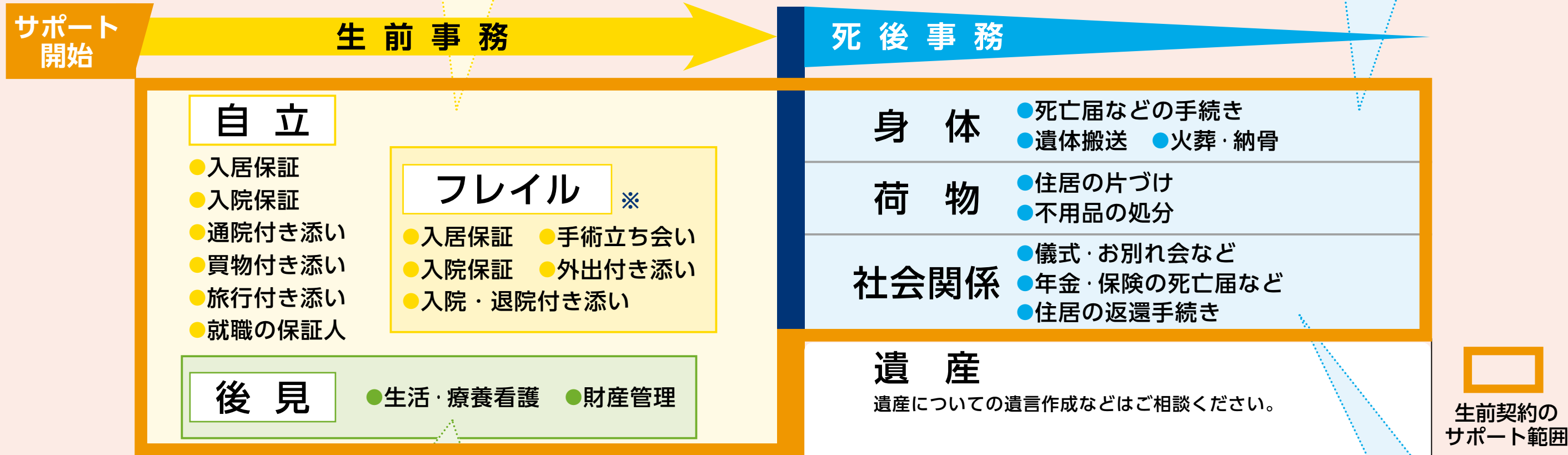
1 「生前契約基本契約」

2 「生前事務委任契約公正証書」

日々の暮らしの中で「こんなことをしてほしい」というとき、依頼に応じてサポートが受けられる契約です。身元引受保証、日常生活の支援などをお引き受けしています。

4 「遺言公正証書（死後事務費用）」

死後事務委任契約、「私のおぼえがき[®]」にもとづいて、その費用を決済機構に遺贈し、りすシステムへの費用の支払いを委託する内容です。



3 「任意後見契約公正証書」

認知症になるのか、ならずに生涯を終えるのかは分かりません。また脳障害等で突然寝たきりになることも。判断力が衰えたときに備え、任意後見人にりすシステムを指名しておくことで、万一認知症等になっても安心して生活を送ることができる契約です。

※フレイル…人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気になるまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。（東京都医師会HPより）

5 「死後事務委任契約」

死亡した後に必要なさまざまな仕事を「私のおぼえがき[®]」の内容によって、りすシステムが実施することができるようにしておく契約です。

死後事務の内容例

標準的な死後事務

りすシステムでは、人が亡くなったときに発生するさまざまな業務を行います。
「標準的な死後事務」は、その中でもほとんどの方が必要と思われるものです。
 それ以外にも、ご希望により多様な死後事務をお引き受けします。

価格変動などへの対応分を含め、およそ100万円程度です。(基本50万円を含む)
 死後事務完了後に精算し、余剰金をご指定の方へ返金します。

基本型死後事務（予算50万円）



事務手続き

- 電気・ガス・水道などの解約手続き・精算

荷物・住居（ワンルーム～2LDK程度）

- 住居の片づけ
- 不用品の処分
- 賃貸住宅、施設の返還手続き
- 個人情報関係書類等の適切な処分

その他の死後事務

〈別途費用が必要です〉

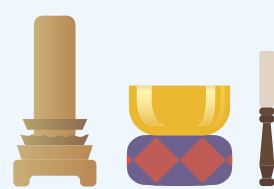
葬儀・告別式

棺、祭壇、死装束、供花



宗教儀礼

読経、戒名の授与



納骨

- 石工の手配
- 所定場所以外の納骨



ご希望通りに納骨できない場合、りすシステム提携の合葬墓に埋葬いたします。

ペットの処遇

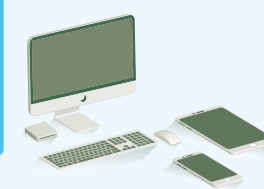


荷物・住居

- 荷物が多い場合
- エレベーターなしの場合など



デジタル記録の消去



撒骨



生前事務の内容例

りすシステムの主な業務は、身元引受保証、認知症等で判断力が低下した後の任意後見人の受託、個人情報の保護となります



入院・手術の同意、
入居等の身元引受保証や
緊急連絡先の受託



医療上の判断の支援



就職の
身元引受保証



旅行の緊急連絡先
の受託

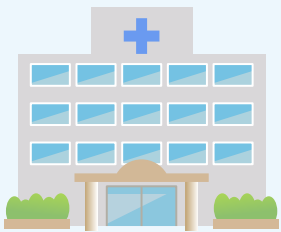


認知症等で判断力が
低下した際の
任意後見人受託



パートナーに委託します

※サポートを受ける際は費用がかかります。15 ページを参照ください。



通院の付き添い



病状説明に同席



入院・手術の立ち会い



セコム等による
日常生活の見守り・手配



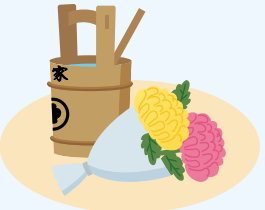
介護関連
各種手続き



高齢者施設等への
住み替えの相談
施設見学の付き添い



引越しや家の片づけ
不動産の管理、売却等の
相談・手配・立ち会い



墓の管理・掃除
墓じまいの相談・手配
立ち会い

「私のおぼえがき[®]」(各種意思表示書) 決めていくこと・確認すること

亡くなった後のこと

通夜・葬儀・告別式・お別れ会
などの儀式をどうするか？

参列して
欲しい人は
いるかな？

お坊さん、神父さん、
神主さんに、
来てもらいたいかな？

死装束を
どうするか？

柩に入りたい
ものがあるか？

食事やお返しの品を
どうするか？

納骨は
いつ頃に
しようかな？

お墓の準備は
大丈夫？

お墓の管理は
どうなる？

位牌、仏壇、
掛け軸などを
どうしよう？

家の片づけ、中身は
全部処分する？
リサイクルもいいね

貴金属や、大切に
していた物をどうする？
形見分けもしたいな

個別面談では「私のおぼえがき[®]」の作成をお手伝いします。ここに、亡くなった後、
生きている間に、りすシステムに託したいことを記載していただきます。「私のおぼえ
がき[®]」の内容はいつでも変更できます。サポート時は最新の日付のものを使用します。

ペットより自分が先に亡く
なったときのことを、
考えておかなきゃ



私に何かあったとき、
誰に連絡して
もらおうかな？

年金、保険、公共料金など、
届出が必要な事柄を
整理しておこう

死後に届いた年賀状
なんて返事しようかな？

生きている間のこと

病名や余命の
告知を受けたいか？

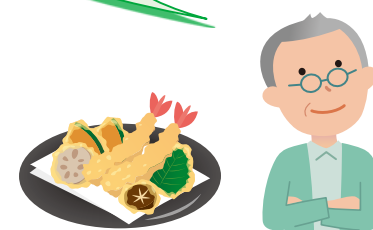
延命治療を
どうするか？

どこで最期を迎えたいか
考えておこう

自分でできなくなったら、
毎日の身支度やお化粧を
誰かしてくれるかな？

認知症になってしまっても、
月に1回は天ぷらやステーキ
など、ごちそうを食べたい！

判断力がないから、
みっともない格好を
していてもいいなんてイヤ！



●サポート利用までの手順

1

資料請求

2

生前契約・私のおぼえがき[®] 説明会

要予約

※外出が困難な場合は出張もできます。(別途費用がかかります)
※契約を急ぐ場合はご相談ください。

3

お申込み

「生前契約申込書」「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付し
申込金50,000円を納付してください。

4

個別面談

要予約

「私のおぼえがき[®]書類」を完成させます。実印をお持ちください。

5

公正証書契約準備

面談後、お気持ちが固まったら、各公証役場にりすシステムが連絡し、契約日時を予約します。
戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票(本籍地記載)を提出ください。
分担金(法人の維持費) 150,000円を納付し、預託金700,000円～を預け入れてください。

6

公正証書による契約

各地の公証役場でりすシステムスタッフと公正証書契約の手続きをします。
当日は実印と公正証書作成費用約120,000円をお持ちください。
「緊急連絡カード」をお渡しします。外出時は携帯してください。

緊急連絡カード

※外出が困難な場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。
(別途出張費がかかります)

利用開始

●契約完了までに必要な費用・預託金

申込金	50,000円	りすシステムと決済機構に申込みをするための費用です (内訳) {りすシステム 30,000円 決済機構 20,000円}	お申込み時 お振込み
分担金	150,000円	りすシステム運営のためご負担いただく費用です	
預託金 (死後事務)	500,000円～	死後事務のために預けていただくものです ▪ 決済機構がお預かりし、死亡時まで保管します ▪ 死亡保険金もご利用できます	公正証書 契約までに お振込み
預託金 (生前事務)	200,000円～	生前事務のために預けていただくものです ▪ 決済機構がお預かりします	
公正証書 作成費用	約100,000円	公証役場へお支払いいただく費用です	公正証書 契約当日 に現金 お支払い
	10,000 ～20,000円	遺言の立ち会いをする証人へお支払いいただく 費用です	

※分担金や預託金は口座引き落としも可能です。

●年会費(申込金50,000円納付翌月以降に必要な費用)

年会費	12,000円 (1,000円/月)	りすシステム運営のためご負担いただきます ▪ 申込金納付の翌月以降ご負担いただきます	▪ 毎年7月起算前払い ▪ 年一括口座引き落とし
-----	-----------------------	---	-----------------------------

●契約後、依頼する事務に応じて必要となる費用

サポート 費用	1日(6時間程度): 2名対応15,000円・1名対応10,000円 半日(3時間以内): 2名対応 7,500円・1名対応 5,000円 +各支部所在地からの往復交通費実費 ▪ 現地までの移動時間は含みません ▪ 6時間を超えるサポート、早朝・深夜は追加費用がかかります
身元引受 保証等 事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼: 5,000円/件 緊急連絡先の依頼: 3,000円/件
その他	▪ 賃貸住宅や高齢者施設等の連帯保証を受託する際は、担保金として家賃や施設等へ支払う金額(月額)の3か月分程度が必要です ▪ 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職した後、月額3,000円の任意後見人報酬が必要となります

※サポート費用や事務手数料は預託金(生前事務)からお支払いいただく他、口座引き落としが可能です。
※業務はりすシステム監理のもと、りすセンター(パートナーが在籍)および協力団体に委託します。
※預託金(生前事務)が10万円を下回った場合は、補充をお願いします。
※緊急通報装置等の設備のない住宅の身元引受保証人・連帯保証人および緊急連絡先の受託要件として、セコム株式会社等が提供する安否見守りサービスを導入することが必要です。
※お申込みの撤回や解約に伴う返金については20ページをご確認ください。

その他のサービス

定期刊行物

〈生前契約申込みされた方へお届けします〉

りす倶楽部

各分野の専門家の方に寄稿いただく読み物、りすシステム支部・パートナー活動記、各種イベントや相談会のスケジュール、イベントの写真、皆さんからのお便りなどを掲載しています。



ARCO(アルコ)通信

りすシステム関連団体のイベント情報や報告記事を掲載しています。

※ARCO

スペイン語arcoiris「虹」が由来。あの世とこの世の架け橋となるようにとの願いを込めています。



誕生日カード

確認シート

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシートになっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしています。ご返信がなかったり、シートの内容で気になることがあればご連絡します。



見守り訪問

〈公正証書契約が完了している方が対象です〉

「見守り訪問」を希望される方には、年1回ご自宅などに訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になることなどご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日カード」に同封している「確認シート」で申込みができます。見守り訪問は無料です。

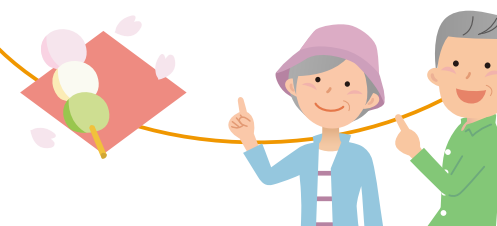


各種イベント・相談会

〈生前契約申込みされた方はどなたでも参加できます〉

利用者同士の交流会・親睦会

新年会、お花見、各地の名所散策、ランチ会、お茶会など、バラエティに富んだ内容です。



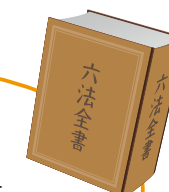
なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープンなおしゃべり、情報交換の場です。毎回、さまざまな話題で盛り上ります。



法律相談

弁護士に相談できます。



暮らしのよろず相談会

住み替え、リフォーム、不動産売却、お墓のこと等のご相談をはじめ、日常の暮らしの中の、ちょっとした困りごとに、専門のスタッフがお答えします。



ニュージーランド 撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています。



※利用者サービスは、事情により変更する場合があります。

あなた（利用者）を支える 契約家族[®]（りすシステム）

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割＝りすシステム

介護

市区町村役場高齢福祉課
地域包括支援センター
ケアマネジャー
通所介護（デイサービス）
訪問介護（ヘルパー）
有料老人ホーム
サービス付き高齢者住宅
特別養護老人ホーム
交番、民生委員

医療

救急車
総合病院 リハビリ病院
療養型病院 在宅医療
往診医療
居宅薬剤管理
訪問看護

後見

家庭裁判所
銀行・証券会社
保険会社等

死後事務

市区町村役場（戸籍・火葬許可）
警察 葬儀業者 火葬場
墓地管理者 寺・教会等
公共料金（電気・水道・ガス等）
携帯電話会社等
荷物処分業者
遺言執行者 相続人

契約家族[®]
あなた
地域密着型
パートナー
りすシステム

NPOりすシステム

●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss（りす）システム」（Living・Support・Service・システム）として産声をあげました。動機は「もやいの会」の会員から、葬儀など死後のこと、生前に必要な入院や、高齢者施設入居の保証人などを引き受けてほしい、という切実な要望に応えたからです。

創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPOに組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名称】特定非営利活動法人 りすシステム

【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

【本部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階

【支部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

【役員構成】代表理事：杉山 歩（理事9名） 監事：清水 勇男、岩下 宣子

●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。2000年4月「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までの一貫したサポートができるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

●活動の内容と役割

1. これまで家族が担っていた、日々の暮らしの中で人が生きていくために必要な、自分自身ではできないことの支援
2. 高齢者施設や賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立ち会い等の身元引受保証
3. 認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート（任意後見契約・法定後見人等の受託）
4. 死後に発生するさまざまな仕事や事務処理の引受け（葬儀の主宰や家族への支援を含む）
5. その他

●その他の活動（地球に恩返しのもんづくり事業部）

2009年以降、「地球に恩返しのもん」（大分県由布市庄内町）づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。

「地球に恩返しのもん」イメージキャラクター しんのちゃん

りすシステム関連団体

もやいの会

1990年設立。さまざまな事情で墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間づくりの活動をしています。

注意事項

【サポート開始時期について】

契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

【解約・返金について】 ※かならずお読みください。

- (1) 申込金の入金日から14日以内に文書で申込撤回の通知をいただいた場合、申込金は全額返還致します。入金日から15日以降に申込撤回のお申し出があった場合は、申込金は返還致しかねます。なお、入金日から14日以内であったとしても、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)と、公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)はご負担いただきます。
- (2) 公正証書契約に至る前に解約のお申し出があった場合、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)・公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)・経過分の年会費月割額はご負担いただきます。その時点で預託金または分担金を納付済みの場合は、上記費用を差し引いた上で残金を返金致します。
- (3) (1)の14日以内・15日以降にかかわらず、公正証書契約完了後に解約となった場合、その時点の預託金残高から、公正証書契約解除に係る費用を差し引いた金額と、未経過の年会費月割額を返還致します。申込金・分担金は返還致しかねますのでご了承ください。なお解約時に預託金・分担金・年会費が未納付の場合は、分担金・公正証書契約解除に係る費用・経過分の年会費月割額を納付いただきます。

【サポートができない場合について】

1. 預託金が不足した場合

- (1) 生前事務は預託金の範囲内で行います。そのため、ご希望するサポートが預託金の金額を超える場合はサポートができないか、または預託金の範囲内でのサポートになります。
- ※生前事務のための預託金の金額が10万円を下回った場合には、ご連絡しますので補充をお願いします。
- (2) 死後事務は、私のおぼえがき®で決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりするか、一部(50万円～)をお預かりするか決めていただきます。亡くなった時点での預託金残金の合計が予算額を下回った場合、公正証書遺言または死因贈与契約公正証書により、遺産から支払っていただきます。預託金が多い場合、予算額を超えた分は遺産となります。
- ※万一、不足額の支払いを受けることが困難であると予想された場合は、預託金の範囲内で死後事務を行うことになります。

2. 天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じたとき、または、それらの事態が予見されるとき。

【契約の解除について】

- (1) 利用者からの解除
- 利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも契約を解除することができます。ただし、解除には公証人の認証が必要です。(費用はご本人の負担となります)
- (2) りすシステムからの解除
- 次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。
- ・利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
 - ・利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるとりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
 - ・利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) りすシステムが解散したとき
- (3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき
- (4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき
- (5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき
- (6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

- ・預託金の残余额
- ・未経過分の年会費

※公正証書を作成していた場合、公正証書契約の解除に伴う諸費用をご負担いただきます。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

全国に広がるりすシステムのネットワーク

中国支部〈広島〉

Tel 082-568-1585
Fax 082-568-1598

〒732-0052広島県広島市東区
光町2-4-4 セレニティ光601号

〈最寄駅〉JR「広島駅」
新幹線口から徒歩 10 分

九州支部〈福岡〉

Tel 092-738-2718
Fax 092-738-2719

〒810-0042福岡県福岡市
中央区赤坂1-12-2
赤坂高喜ビル401号

〈最寄駅〉地下鉄空港線
「赤坂」駅 徒歩 3 分

大分支部〈大分〉

Tel 097-538-6263
Fax 097-538-6267

〒870-0023大分県大分市
長浜町3-15-19
大分商工会議所ビル3階8号

〈最寄駅〉JR「大分」駅より
バス 10 分 バス停「舞鶴町」
下車 徒歩 3 分

主たる事務所（登記住所）

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 5-35-37

西日本支部〈大阪〉

Tel 06-6809-2289
Fax 06-6809-7790

〒530-0044大阪府大阪市北
区東天満1-10-14
MF 南森町2ビル4階

〈最寄駅〉地下鉄谷町線
「南森町」駅 徒歩 7 分
JR 東西線「大阪天満宮」駅
徒歩 4 分

四国支部〈松山〉

Tel 089-933-5670
Fax 089-933-5685

〒790-0004愛媛県松山市
大街道3-5-4シャトー美紀303

〈最寄駅〉伊予鉄道城南線
「大街道」駅 徒歩 10 分

北日本支部〈仙台〉

Tel 022-797-2072
Fax 022-797-2073

〒980-0021宮城県仙台市
青葉区中央2-7-30 角川ビル606

〈最寄駅〉JR「仙台」駅 徒歩 5 分
「あおば通」駅 徒歩 3 分
仙台市営南北線「広瀬通」駅
徒歩 2 分

本部・東日本支部〈東京〉

Tel 0120-889-443
Fax 03-3511-3278

〒102-0073 東京都千代田区
九段北1-4-5
北の丸ガラスゲート5 F

〈最寄駅〉東西線・半蔵門線・都営
新宿線「九段下」駅
徒歩 3 分
JR・東西線・南北線・有楽町線・大
江戸線「飯田橋」駅
徒歩 10 分

中部日本支部〈名古屋〉

Tel 052-569-2254
Fax 052-569-2274

〒450-0002愛知県名古屋市
中村区名駅2-28-9
名駅ブライトビル503号

〈最寄駅〉
JR「名古屋」駅 徒歩 10 分

北海道支部〈札幌〉

Tel 011-756-4165
Fax 011-756-4166

〒001-0024
北海道札幌市北区北二十四条
西3-1-7 商工センタービル6階

〈最寄駅〉札幌市営地下鉄
南北線「北 24 条」駅 徒歩 1 分

西東京ブランチ〈埼玉〉

Tel 03-5275-1311
Fax 04-2935-7480

〒359-0024 埼玉県所沢市
下安松443-32

〈最寄駅〉
JR 武蔵野線「新秋津」駅
徒歩 10 分
西武池袋線「秋津」駅北口
徒歩 10 分

りすセンター・新木場〈東京〉

Aiセンター・新木場〈東京〉

Tel 0120-373-959(りすセンター)
Tel 0120-980-235(Aiセンター)
Fax 03-3522-5677

〒136-0082
東京都江東区新木場4-6-13

〈最寄駅〉有楽町線・京葉線・高速
りんかい線「新木場」駅より
バス 8 分 バス停「東千石橋」
下車徒歩 5 分